

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と家庭の両立支援に関する行動計画について公表いたします。

(計画期間)

2025年4月1日から2030年3月31日の5年間

(内 容)

目標1 男性の育児休業取得の促進

[目標達成のための方策]

- ・ 男性の育児休業取得実績を周知する。
- ・ 対象職員を把握した場合は、男性でも育児休業を取得できること、夫婦それぞれが同時期に取得できること等、制度の周知を行うよう管理職執務要領の記載内容を改善する。

目標2 時間外労働の削減に向けた取り組み

管理職者に対する超過勤務実績の定例報告を行うと共に、従業員に対して定期的な呼びかけを行うことで、時間外労働の削減を図る。

[目標達成のための方策]

- ・ 課長会議にて毎月の超過勤務実績報告を行い、管理職者の時間外労働に関する注意喚起を継続的に行う。

以上
学校法人 西南学院